

りそな・アクティブジャパン 目 論 見 書 の 訂 正 部 分

「りそな・アクティブジャパン」の受益証券の募集については、委託会社は、証券取引法（昭和 23 年法第 25 号）第 5 条の規定により、有価証券届出書を平成 15 年 9 月 26 日に関東財務局長に提出しており、平成 15 年 9 月 27 日にその届出の効力が生じております。また、同法第 7 条に基づき有価証券届出書の訂正届出書を平成 16 年 3 月 25 日及び平成 16 年 4 月 2 日に関東財務局長に提出しております。

- 当ファンドは、株式等の値動きのある有価証券等（外貨建証券には為替リスクもあります。）に投資しますので、当ファンドの基準価額が下落し、損失を被ることがあります。
- 当ファンドは、投資家の皆様の投資元本および収益が保証されているものではありません。
- 運用により信託財産に生じた損益はすべて投資家の皆様に帰属します。
- 当ファンドは、預金保険機構あるいは保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。

平成 16 年 4 月 2 日に有価証券届出書の訂正届出書を提出したことに伴い、目論見書の記載内容のうち、一部について新しい内容に改めます。

【訂正箇所及び訂正後の内容】

表紙裏

発行者名	りそなアセットマネジメント (中略)
本店所在地	東京都中央区日本橋室町三丁目 2 番 15 号 (平成 16 年 4 月 5 日より、東京都中央区日本橋兜町 5 番 1 号に変更予定) (後略)

VII. ファンドの運営等

2 管理および運営

(18) 委託会社の概況 (目論見書 P.17)

- ①名称 りそなアセットマネジメント株式会社
- ②住所 東京都中央区日本橋室町三丁目 2 番 15 号
(平成 16 年 4 月 5 日より、東京都中央区日本橋兜町 5 番 1 号に変更予定)
(後略)